

平成 29 年度 品川区一般不妊治療医療費助成のご案内

平成 28 年度より対象者の要件および助成範囲が変更となりました

29 年度末に妻の年齢が 44 歳以上 (昭和 49 年 4 月 1 日以前生まれ) の夫婦は助成対象外となります。
29 年度中に妻の年齢が 43 歳を迎える夫婦については、妻が 43 歳になる誕生日の前日までの医療費が助成対象となります。(裏面も参照ください。)

■ 対象者 助成制度の対象者は下記の 4 項目の**全て**に該当される方

- (1) 平成 29 年度末における妻の年齢が 43 歳以下の婚姻の届出をしている夫婦。
- (2) 夫婦のいずれか一方が、平成 29 年 4 月 1 日以前に品川区に住民登録があり、申請日の 1 年前から申請日まで継続して品川区に住民登録がある。
- (3) 国保、社保などの公的健康保険に加入している。
- (4) 申請に係る検査および治療について、他の都道府県もしくは区市町村において医療費助成を受けていないまたは受ける予定がないこと。

※ 助成を受けるにあたって、所得の制限はありません。

■ 対象となる医療費 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに受けた 医師が必要と認めた不妊の検査・人工授精等の一般不妊治療にかかる医療費

- ※ 助成を受けるにあたって、医療機関の指定はありません。
- ※ 平成 29 年度中に妻の年齢が 43 歳 (昭和 49 年 4 月 2 日～50 年 4 月 1 日生まれ) を迎える夫婦については、妻が 43 歳になる誕生日の前日までの医療費が対象になります。
- ※ ご夫婦いずれの医療費も助成の対象となります。
- ※ 健康保険適用分、自費診療分、いずれの医療費も助成対象となります。
- ※ 入院時食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません。
- ※ 体外受精、顕微授精などの特定不妊治療にかかる医療費は助成対象になりません。
「東京都特定不妊治療費助成制度」をご利用ください。

■ 助成率・助成限度額 医療費の自己負担額の 2 分の 1 一年度 10 万円まで

- ※ 助成年限は、通算 5 年度までです。
- ※ 助成金額は、ご夫婦合算の医療費自己負担額の 2 分の 1 (10 万円を限度) です。

■ 申請期限 平成 30 年 3 月末まで

- ※ 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの医療費をまとめて申請してください。
- ※ 医療機関の証明が間に合わないなど、やむを得ない事情により期限内に申請できない場合は、平成 30 年 6 月末 (6 月 30 日消印有効) まで特例として受け付けます。(事前連絡は不要です。)

■ 申請方法 下記の必要書類を健康課の窓口へ提出

- ※ 申請には必要書類 (1) と (2) の両方の書類の提出が必ず必要です。いずれか一方だけの申請は受付できません。
- ※ 郵送でも受け付けています。切手など、郵送にかかる費用は申請者の負担になります。

■ 必要書類 下記書類

- (1) 一般不妊治療医療費助成申請書 (申請者が記載してください。記入見本をご覧ください。)
- (2) 一般不妊治療・検査受診等証明書 (医療機関へ記載を依頼してください。)
※ 医療機関によっては証明書の記載に 1～2 ヶ月かかる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 別世帯などの場合で、住民基本台帳により夫婦の確認が出来ない場合は戸籍謄本の提出が必要です。

■ 支給方法 申請書に記載された口座に振り込みます

- ※ 振込みまで 1～2 ヶ月程度かかります。

【品川区一般不妊治療医療費助成の対象となる『治療及び検査の一覧例示』】

○主な検査一覧

- ・超音波検査
- ・頸管粘液検査
- ・子宮内膜組織検査
- ・子宮鏡検査
- ・染色体検査
- ・精巣検査
- ・ホルモン検査
- ・卵管通気検査
- ・月経血培養検査
- ・卵管鏡検査
- ・一般精液検査
- ・精管精嚢造影検査
- ・子宮卵管造影検査
- ・フーナーテスト
- ・腹腔鏡検査
- ・抗精子抗体検査
- ・ハムスターテスト
- ・その他

○一般不妊治療の主なもの

- ・性交タイミング指導
- ・薬物療法
- ・手術療法
- ・人工授精

助成対象とならないもの

- ・ 体外受精、顕微授精などの特定不妊治療にかかる検査・医療費
- ・ 医師の処方によらない薬剤にかかった費用
- ・ 不妊症にかかる検査・医療費

Q: 「一年度あたり10万円までの助成」とは？

A: 平成29年4月～平成30年3月までの医療費の自己負担額により次のようになります。

(例) 自己負担額が5万円の場合は、2万5千円の助成

自己負担額が20万円の場合は、10万円の助成

自己負担額が25万円の場合は、上限額10万円の助成

【対象者の要件および助成範囲の変更について】

国の特定不妊治療医療費助成事業において、医学的知見を踏まえたより適切な支援を行う観点から、平成28年度より助成対象者の年齢要件が設けられたことを受け、区の一般不妊治療医療費助成事業においても国の制度変更の主旨を踏まえ、平成28年度の申請分から、対象者の要件および助成範囲を表面のとおり変更いたしました。

年齢の考え方については、以下をご参照ください。

Q: 29年度中に妻の年齢が43歳を迎える夫婦はいつまでの医療費が助成対象になりますか？

A: 43歳を迎える妻の誕生日により次のようになります。

生年月日	43歳になる誕生日	誕生日前日	助成対象期間
昭和49年4月2日	平成29年4月2日	平成29年4月1日	平成29年4月1日のみ
昭和49年5月1日	平成29年5月1日	平成29年4月30日	平成29年4月30日まで
昭和50年1月25日	平成30年1月25日	平成30年1月24日	平成30年1月24日まで
昭和50年4月1日	平成30年4月1日	平成30年3月31日	平成30年3月31日まで

※昭和49年4月1日以前生まれの場合は、助成対象外となります。